

水源地域振興拠点施設基本設計業務委託仕様書

本仕様書は、鹿沼市（以下「発注者」という。）と受注者との間で締結する「水源地域振興拠点施設基本設計業務委託」にかかる契約に適用するものである。

1 業務名

水源地域振興拠点施設基本設計業務委託

2 業務委託期間

令和2年3月中旬（予定）から令和2年10月末（予定）

3 契約金額

金30,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とし、価格提案書の金額を元に協議した金額とする。

4 業務の内容

（1）検討業務

①計画準備

本業務の実施にあたり、業務全体の実施方針、検討手法、検討スケジュール等について立案し、受注者は発注者と協議の上、業務計画書を作成する。

②現地踏査

業務の実施にあたり、現地踏査を行い、各種検討に必要な現地状況を把握した上で、計画、設計上の留意事項をとりまとめる。

（2）基本設計

①土木基本設計

整備に必要な造成・園路・排水・造園及びランドスケープデザイン等の検討を行う。

<概要>

・敷地面積：約 50,000 m²

<留意事項>

・景観との調和を意識したデザインとなるよう心掛け、照明や電線の地中化等の対策についても検討し、提案すること。

・必要に応じて、シカ・イノシシ等の有害鳥獣からの被害防止策を提案すること。

<主な業務内容>

ア 設計条件の整理

- ・本事業の目的と敷地全体のバランスを考慮して、必要な条件を整理する。
- ・本事業の目的や立地条件、周辺環境に合わせ、簡易的なイメージ図を3案程度作成し、比較検討して、基本設計方針を決める。

イ 建築に必要な法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ（事前相談）

ウ 基本設計方針の協議・策定

エ 概算工事費の検討

オ 土木工事までの計画の作成

- ・各種申請の時期、必要な期間を踏まえて作成すること。
- ・実施設計の期間、大まかな工事期間について検討し、工程表を作成すること。

※土木基本設計は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会作成の「令和元年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン」における標準業務に準ずること。

②建築基本設計

本事業のメイン施設となる建物の基本設計を行う。

<概要>

ア 想定される建築面積：約 1,500 m² 平屋建てを基本とする。

イ 想定される施設機能：温泉施設、飲食施設、休憩施設など

<留意事項>

ア 鹿沼産木材を積極的に採用すること

イ 維持管理費の低減を図れる手法、設備を検討すること

<主な業務内容>

ア 設計条件の整理

- ・本事業の目的に合わせ、建築に必要な条件を整理する。
- ・本事業の目的や立地条件、周辺環境に合わせ、簡易的なイメージ図を3案程度作成する。

イ 建築に必要な法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ（事前相談）

ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の状況の調査及び関係機関との打合せ（事前相談）

エ 基本設計方針の協議・策定

オ 概算工事費の検討

カ 建築工事までの計画の作成

- ・各種申請の時期、必要な期間を踏まえて作成すること。
- ・実施設計の期間、大まかな工事期間について検討し、工程表を作成すること。

(4) 概算工事費の算出

(5) 事業工程計画

(6) 報告書作成

(7) 打合せ協議

本業務内容について、必要に応じて打合せ協議を行うものとし、受注者は打合せ後に打合せ議事録を作成・提出し、発注者、受注者双方で協議内容の確認を行う。

5 最終成果品

- ・基本方針及び基本設計概要書 一式
- ・検討報告書 一式

6 資料の貸与

発注者は、受注者が本業務の遂行上必要と認められる場合は、提供可能な資料について貸与する。ただし、貸与された資料等は、発注者の承認なく、公表したり、別の用途に使用したりしてはならない。

受注者は、貸与された資料の返却を発注者から求められた場合、速やかに返却する。なお、発注者が提供できない資料については、受注者がその責任のもと収集する。

7 受注者の遵守事項

受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用したり、第三者へ漏らしたりしてはならない。また、本業務の終了後についても同様とする。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたっては、十分な打合せを行い、発注者の意図や目的を理解した上で、適切な人員配置を行い、業務を進めなければならない。

8 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議して定めるものとする。